

別添5 養殖場等の管理についてのチェックリスト

実施日  
実施者

項目	事項	結果	評価	備考	
養殖場全体	食品事業者は、一次産品がその後を受ける加工についても考慮した上で、可能な限り一次産品の汚染を防ぐように努めているか。				
	管理者は養殖場のいけすの数を把握しているか。				
	管理者は養殖場を定期的に管理しているか。				
	養殖場で使用される動物用医薬品は薬事法等の法令を遵守しているか。				
	養殖場で使用されている飼料が飼料安全法等の法令を遵守しているか。				
	持続的養殖生産確保法等の法令を遵守しているか。				
個別養殖場	施設管理	飼料の保管・取扱いに使用される施設を含め、一次生産及びその関連事業との関わりで使用される全ての施設を清潔に保ち、必要に応じて清掃後に適切な方法で消毒しているか。			
		装置、容器、枠箱、車両及び船を清潔に保ち、必要に応じて清掃後に適切な方法で消毒しているか。			
		汚染防止に必要な場合は必ず飲用適の水又は清浄水を使用しているか。			
		食品を取り扱う職員の健康状態が良好であることを確認し、当該職員に健康状態が公衆衛生に及ぼすリスクについて研修を受けさせているか。			
		可能な限り動物や害虫が汚染の原因にならないよう努めているか。			
		汚染を防止できるように廃棄物及び有害物資の保管及び取扱いをしているか。			
		食品を通じて人に感染する感染症の発生及び伝播を防ぎ、新たな魚介類を導入する際には予防的な措置を講じ、感染症の流行が疑われるときには都道府県知事等に報告することとしているか。			
		魚介類から採取したサンプル又はその他のサンプルで行った分析で人の健康に重大な意味を持つ分析結果を十分考慮しているか。			
		食品事業者は、監視の中で確認された問題を通知された場合、適切な改善措置を講じているか。			
		養殖場は定期的に修理を行っているか。			
		養殖場は魚等の死骸が浮いていないか。			
		養殖場の給餌機は定期的に清掃しているか			
	養殖場の周りに有害な物質を置いていないか。				
	記録管理	食品事業者は、食品事業の性質及び規模に応じて、適切な期間、適切な方法で、危害を管理するために講じた措置に関する記録を維持管理し、都道府県知事等及び納入先の食品事業者等の要請に応じて、これらの記録等の情報を提供することとしているか。			
		魚介類に与えた飼料の種類及び原産地の記録管理が適切か。			
		魚介類に投与した動物用医薬品及びその他の処置内容、投与日、休業期間の記録管理が適切か。			
		魚介類由来の製品の安全性に影響を及ぼす可能性のある疾病の発生の記録管理が適切か。			
		診断目的で魚介類から採取したサンプル又はその他のサンプルについて行った分析の結果で人の健康に重要な意味を持つものの管理が適切か。			
魚介類又は魚介類由来の製品について行った検査に関連する報告書の管理が適切か。					
養殖場に入荷する種苗の入荷先を把握しているか。					
養殖場の魚の成長過程を管理しているか。					
養殖場から出荷される魚の量を管理しているか。					

漁船	管理者は養殖場で使用される漁船をすべて把握しているか。			
	管理者は漁船を定期的に管理しているか。			
	船底の汚水、煙、燃料、油、グリズ及びその他食品に好ましくない物質との汚染がないか。			
	水産物が接触する面は、滑らかで洗浄しやすく、腐らない材質であり、コーティング剤は毒性のないものであるか。			
	作業に使用される機器の材質は、腐らない材質で洗浄及び消毒が容易なものであるか。			
	水産物に使用する水の取水口は、水供給時に汚染を引き起こさない位置にあるか。			
陸揚げ施設	陸揚げ地は登録されており、清潔であるか。			
	積卸し及び陸揚げに用いる機器で水産物に接触するものは、洗浄及び消毒が容易な材質を用い、補修等の維持管理が適切で清潔な状態に保たれているか。			
	積卸し及び陸揚げの際の水産物の汚染を避けているか。 ア 積卸し及び陸揚げ作業は速やかに行っているか。 イ 水産物は、遅滞なく別添1の第2の10. に定める温度に保たれた環境に おいているか。 ウ 水産物の可食部分に不要な損傷を与えるような機器の使用、取扱い等を 避けているか。			
	陸揚げされた魚類及び甲殻類は、病変、変死等がないことを目視確認し、食 用に適さないものは除去しているか。			
	※ 養殖場で出荷される魚類及び甲殻類である場合には、別添1の第1の 3. (4)に定める処理がなされているか。			

注) 評価の欄には、適格(A)、条件付き適格(M)、又は不適格(R)を記載すること。該当がない場合は該当無しとすること。改善を要する事項については、改善措置が完了するまでの期限を記入すること。